



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年5月18日

準備書面(15)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



目 次

第1章 はじめに	4
第1 被告は、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性について具体的に主張立証していること	5
1 本件訴訟においては民事差止訴訟の原則に従い原告らが主張立証責任を負うこと	5
2 被告は訴訟法上の主張立証責任を負わないものの、本件原子力発電所の安全性を具体的に主張立証していること	7
3 新規制基準に適合することは本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であること	8
第2 原告らは被告の主張及び反論に対し何ら有効な反論をしていないこと	9
第3 小括（本準備書面における原告ら準備書面に対する反論） ..	10
第2章 原告ら第30準備書面への反論	11
第1 「第1 はじめに」について	11
1 原告らの主張	11
2 被告の反論	11
第2 「第2 規制基準について」について	12
1 原告らの主張	12
2 被告の反論	12
第3 「第3 吉田調書の示すもの」について	18
1 原告らの主張	18
2 被告の反論	18
第4 「第4 不可解な適合性審査申請」について	19
1 原告らの主張	19

2 被告の反論	20
第5 「第5の1 臨界事故隠し」について	23
1 原告らの主張	23
2 被告の反論	24
第6 「第5の2 繰り返される地震動過小評価」について	25
1 原告らの主張	25
2 被告の反論	25
第7 小括	27
第3章 原告ら第34準備書面への反論	27
第1 「第1 SKテフラについての再反論」について	27
1 原告らの主張	27
2 被告の反論	28
第2 「第2 海食ノッチについての再反論」について	32
1 原告らの主張	32
2 被告の反論	32
第3 小括	34
第4章 結語	35
注 稲	36
別 紙	38

被告は、原告らの平成26年12月11日付け第30準備書面及び平成27年2月27日付け第34準備書面に対し、以下のとおり反論する。なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1章 はじめに

原告らは、「被告はこれまでほとんど反論らしい反論をしていなかったが、8月に規制基準適合性審査の申請を行ったことを契機として（略）規制基準適合性審査に関する主張を始めている。」（原告ら第30準備書面1頁）、「被告は（略）新規制基準に適合していることを主張・立証しようとしたし、適合性が認められるので、志賀原発は安全であると主張しようとしている。」（平成27年2月27日付け原告ら第32準備書面1頁）などと述べ、被告があたかも新規制基準に適合していることのみをもって本件原子力発電所の安全性を主張立証しているかのように主張する。

しかし、被告は、平成26年9月24日付け準備書面⁽¹⁾において、本件原子力発電所が新規制基準に適合することは、その安全性を判断する上で重要な事実であると主張しているのであって、本件原子力発電所が、新規制基準に適合していることのみをもって安全性が確保される、と主張しているのではない。

被告は、答弁書及び各準備書面において、事業者として最新の知見を反映して様々な対策を講じることで安全性を確保しており、新規制基準が策定される以前からも、本件原子力発電所においては福島第一原子力発電所事故のような事態を確実に防止できることを主張立証した上で、新規制基準適合性審査申請を行ったことを踏まえ、あらためて、平成26年12月9日付け準備書面⁽²⁾ないし平成27年2月26日付け準備書面⁽³⁾において、被告の対策が最新の知見で

ある新規制基準をも満足するものであると主張立証しているのであるから、原告らの主張は被告の主張を曲解するものである。

かえって、原告らは、被告の新規制基準適合性審査申請の内容を踏まえた本件原子力発電所の安全性の主張に対し何ら具体的な反論をしようとしている。

以下、原告ら準備書面に反論するに当たり、まず、これまでの被告の主張と原告らの反論についてあらためて述べる。

第1 被告は、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性について具体的に主張立証していること

1 本件訴訟においては民事差止訴訟の原則に従い原告らが主張立証責任を負うこと

被告が平成26年7月3日付け準備書面(9)でも述べたとおり、本件訴訟は民事訴訟としての差止請求訴訟であり、立証責任の分配における判例通説である法律要件分類説によれば、本件訴訟において差止請求が認容されるためには、原告らにおいて、被告が将来本件原子力発電所を運転することにより人格権が侵害される具体的危険性があることについて、高度の蓋然性をもって立証する必要があることは当然であり、何らの法律上の根拠もなく立証責任が転換されると解する余地はなく、また、立証の程度が緩和されるべき理由もない。この点、平成26年12月9日付け準備書面(13)80、81頁で述べた民事差止訴訟の各判決においても、この原則が確認されている。

また、原告らが再三引用する関西電力大飯3、4号機運転差止訴訟第一審判決（甲D1。福井地裁平成26年5月21日判決。以下「福井地裁判決」という。）後に下された、九州電力玄海原子力発電所3号機MOX燃料使用差止請求訴訟第一審判決（乙D

10。佐賀地裁平成27年3月20日判決・公刊物未登載)も、「人格権に基づく原発の運転差止訴訟においては、当該原発に安全性が欠けるところがあって、原告らの生命、身体、健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、原告らが負うものと解するのが相当である。(略)そしてまた(略)玄海原発3号機の安全性については、被告において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり(略)そして、被告において、玄海原発3号機の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は、主張立証責任を負う原告らにおいて、玄海原発3号機の安全性に欠ける点があり、原告らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならぬとするのが相当である。」(乙D10の26、27頁)とした上で、判断の進め方として、まず、争点に関する各安全確保対策について、「それぞれ、本件各安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかどうか検討することとする。そして、これらが満たされていることが確認された場合には、被告は、本件訴訟の争点に関し、玄海原発3号機の安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになるため、次に、主張立証責任を負う原告らにおいて前記具体的危険性についてその主張立証責任に適った主張立証を果たしているか否かを検討することとする。」(同27、28頁)としている。

2 被告は訴訟法上の主張立証責任を負わないものの、本件原子力発電所の安全性を具体的に主張立証していること

前記1のとおり、被告は、いわゆる訴訟法上の主張立証責任を負わないものの、答弁書及び準備書面において、本件原子力発電所の安全性について、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証してきたところである。

特に、準備書面⁽¹²⁾ないし準備書面⁽¹⁴⁾においては、被告が本件原子力発電所において、建設段階での安全性に加え、福島第一原子力発電所事故を踏まえてより一層の安全性向上対策を講じており、これらがいずれも新規制基準の要求をも満たし、安全性が確保されることを明らかにしており、具体的には、本件原子力発電所の安全性（各論）に関する主張として、準備書面⁽¹²⁾においては本件原子力発電所における地震、津波等の自然的立地条件に係る安全性を、また、準備書面⁽¹⁴⁾においては本件原子力発電所における安全確保策、福島第一原子力発電所事故を踏まえた事故防止対策等のより一層の安全性向上施策及び本件原子力発電所に係る原子力防災対策について具体的に主張している。

この点、準備書面⁽¹³⁾82、83頁において述べたとおり、これまでの原子力発電所の民事差止訴訟においては、旧原子力安全委員会が用いた指針類の合理性や指針類に適合していると判断した同委員会の判断の合理性等を具体的に検討し、これらに合理性がないとする各原告ら（志賀2号機運転差止訴訟控訴審では、被控訴人ら）の主張についても具体的に検討した上で判断が行われている。そして、被告は、上記のとおり、新規制基準を含む最新の知見を踏まえた上で、準備書面⁽¹²⁾ないし準備書面⁽¹⁴⁾において本件原子力発電所の安全性について具体的な主張立証を行ったもので

あり、かかる被告の主張立証活動は、これまでの原子力発電所の民事差止訴訟に沿うものである（前記1及び準備書面(9)9ないし11頁参照。ただし、志賀2号機運転差止訴訟第一審判決及び福井地裁判決を除く。これらの判決が誤りであることは、準備書面(9)、準備書面(11)及び準備書面(13)で既に述べたとおりである。）。

3 新規制基準に適合することは本件原子力発電所の安全性を判断する上で重要な事実であること

準備書面(12)ないし準備書面(14)は、新規制基準を含む最新の知見を踏まえた本件原子力発電所の安全性を主張立証したものであるところ、準備書面(11)で述べたとおり、本件訴訟のような民事訴訟としての原子力発電所の運転差止訴訟において事実認定の客観性、合理性が担保されるためには、当該事実認定が科学的、専門技術的知見に基づき行われることが必要不可欠であること、新規制基準は最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて策定されたものであり、原子力発電所の安全性を審理判断する上で無視することの許されない公知かつ重要な基準であることから、本件原子力発電所が新規制基準に適合することはその安全性を判断する上で極めて重要な事実であることは明らかである。

また、準備書面(11)10、15頁で述べたとおり、新規制基準は、いわゆるバックフィット制度（原子炉等規制法43条の3の23第1項）により既設原子炉にも適用されるものであり、被告は、準備書面(12)6頁でも述べたとおり、現在停止中の本件原子力発電所について、新規制基準に適合していることを確認した上で運転を再開する予定としており（なお、原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況については別紙参照。）、このことは原告らも平成26年7月3日付け第22準備書面5頁3ないし11行目におい

て認めるところである。このことからしても、本件原子力発電所の運転差止請求権が訴訟物である本件訴訟において、新規制基準に適合するか否かは、請求に対する判断を行う上で極めて重要な事実であるというべきである。

第2 原告らは被告の主張及び反論に対し何ら有効な反論をしていないこと

前記第1の2でも述べたとおり、被告は、答弁書及び準備書面において、本件原子力発電所の安全性を相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証してきたところである。また、原告らは「第11回弁論の日に第26～29準備書面を提出し、原告としては主張は出し切った。」（原告ら第30準備書面1頁）とするところ、被告は、答弁書及び準備書面において、原告らの訴状及び準備書面に対し詳細な認否、反論を行い、原告らが、被告が将来本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性を主張立証したとは到底いえないことを明らかにしている。

具体的には、被告は第11回口頭弁論までに、答弁書及び準備書面(1)ないし準備書面(11)を陳述し、原告らの訴状、求釈明書(1)、第1準備書面、第6準備書面、第7準備書面、第10準備書面（求釈明部分）、第12準備書面、第14準備書面、第18準備書面、第21準備書面、第22準備書面及び第24準備書面に対し詳細な認否、反論を行い、さらに、第13回口頭弁論までに、準備書面(12)ないし準備書面(14)を陳述し、新規制基準適合性審査申請を踏まえた本件原子力発電所のさらなる安全性の主張立証に加え、原告らの第3準備書面ないし第5準備書面、第10準備書面、第13準備書面、第15準備書面、第17準備書面、第19準備書面、第23準備書面、第27準備書面ないし第29準備書面に対し詳細な反論を行ってい

る。

しかるに、原告らは、被告の上記主張、特に新規制基準適合性審査申請を踏まえた本件原子力発電所の安全性に係る主張に対し、何ら有効な反論をしない。例えば、原告らは、準備書面(13)への反論とする平成27年2月27日付け第31準備書面（原子力ムラからの脱却の失敗）においては、原子力規制委員会について、新規制基準適合性審査等の同委員会による具体的な判断内容の問題点を指摘するのではなく、関係者の経歴等を殊更に強調した非難に終始するのみであり、第32準備書面（新規制基準と原発に求められる安全性）及び同日付け第33準備書面（被告の大飯判決批判への反論）も、既に被告が反論済みの原告ら準備書面（第23準備書面や第24準備書面等）における主張をいたずらに繰り返すのみであり、被告が主張立証した、新規制基準適合性審査申請を踏まえた本件原子力発電所の安全性における個々の事項に対し、何ら具体的な反論をしようとしているのであるから、原告らは民事差止訴訟における主張立証責任を全く果たしていない。

第3 小括（本準備書面における原告ら準備書面に対する反論）

以上の点を踏まえ、被告は、本準備書面次章以下において、原告ら準備書面に対し必要な限度で反論する。

後記第2章では、原告ら第30準備書面（北陸電力の原発運転資格の欠如）の主張は、新規制基準適合性審査申請に関連する誤った記載を含む上、本件原子力発電所の運転による原告らの人格権侵害の具体的危険性を主張立証するものではなく失当であることを明らかにする。また、後記第3章では、原告ら第34準備書面（富来川南岸断層についての被告主張に対する再反論）の主張は、被告の準備書面(12)第3章第3における反論を何ら理解しないまま再反論する

ものであり失当であることを明らかにする。

第2章 原告ら第30準備書面への反論

第1 「第1 はじめに」について

1 原告らの主張

原告らは、①規制基準は民事訴訟においては判断基準とはならない、②被告の新規制基準適合性審査申請は異常な申請であり、③「吉田調書」によれば、東京電力の最良の技術者でも原子力発電所をコントロールできなかつたのであり、万一事故が起こったときに被告が十分な対応が取れるのか危惧を感じる、④被告には原子力発電所の安全性確保に真摯に対応してこなかつた歴史があるなどと主張する（原告ら第30準備書面1，2頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

新規制基準が民事差止訴訟において判断基準とならないなどとする原告らの主張については、準備書面(9)及び準備書面(11)で反論済みである。原告らはこれら被告の反論を踏まえた再反論を何ら行っていない。

(2) ②に対する反論

原告らは、被告の新規制基準適合性審査申請について縷々非難するが、後記第4で述べるとおり、その主張はいずれも被告の申請に対する形式的な非難に過ぎず、本件原子力発電所の運転による原告らの人格権侵害の具体的危険性を主張立証するものではないから、失当である（なお、原告らは、本件訴訟は行政訴訟でないから新規制基準適合性審査申請は関係がないとこれまで繰り返し述べてきたにも関わらず、第30準備書面に

においては、被告の申請に対する形式的な非難を述べており、原告らの主張は一貫しない。)。

(3) ③及び④に対する反論

後記第3、第5及び第6で述べるとおり、原告らの主張は、被告が本件原子力発電所において講じている対策等について何ら具体的に主張立証することなく、被告の規模や被告の過去の対応といった一般論を羅列するものに過ぎず、かかる主張は失当である。

第2 「第2 規制基準について」について

1 原告らの主張

原告らは、①被告が主張立証すべきは「本件原発が安全性に欠ける点がないこと」であって新規制基準に適合していることではなく、新規制基準適合性審査は本訴訟の判断基準とはならず、新規制基準適合性審査申請をしたことは本訴訟において検討すべき対象でない、②福井地裁判決も、民事訴訟の判断において新規制基準適合性審査は不要であることを明確に示している、③安全性の確保は事業者の責任であり、新規制基準と安全性が直結しないことは田中俊一原子力規制委員会委員長も認めている、④大津地裁平成26年11月27日決定（甲D2）は地震についての新規制基準に関し不合理の烙印を押している、⑤福井地裁判決も地震についての新規制基準に関し不合理の烙印を押しているなどと主張する（原告ら第30準備書面2ないし5頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

前記第1章第1の1や準備書面(9)等で述べたとおり、何ら法律上の根拠もなく立証責任が転換されると解する余地はなく、

原告らに課せられる立証の程度が緩和される理由もない。また、前記第1章第1の2で述べたとおり、これまで被告は、本件原子力発電所の安全性を相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証している。よって、原告らの主張は失当である。

(2) ②及び⑤に対する反論

原告らの主張を要するに、原告らの見解の正当性は福井地裁判決によつても裏付けられているとするものである。しかし、福井地裁判決には、判断枠組み及び事実認定において多くの看過し難い誤りがあることは、準備書面¹³第4章で詳述したとおりであり、原告らは同書面に対し何ら有効な再反論をしていない。同書面に対する反論である原告ら第33準備書面の内容は、単に同判決の引用を羅列して同判決は正当であると結論するものに過ぎず、被告が準備書面¹³第4章で指摘した事項に何ら答えていない。

よつて、福井地裁判決によって原告らの見解を正当化することはできない。

(3) ③に対する反論

原告らは、単に田中委員長の発言を繰々引用するだけであり、何ら人格権侵害に至る具体的機序の主張立証をしておらず、失当である。この点、原告らは、平成26年7月4日付け第24準備書面において、新規制基準には不備がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける証拠を何ら提出していない上、原告らの主張に理由がないことは準備書面¹¹第3で述べたとおりであり、また、原告ら第32準備書面においても、上記第24準備書面での主張を繰り返すに過ぎず、準備書面¹¹の反論を踏まえ

た再反論はなされていない。

なお、念のため、原告らが繰り返し引用する、田中委員長の「安全だということは私は申し上げません」という発言（甲B289、甲B307）について述べる。

この発言は、平成26年7月16日に行われた原子力規制委員会定例記者会見においてなされたものであるところ、同委員長は、「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。（略）基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げません」（乙B42の4頁。下線は被告）と述べたものの、その趣旨については、「安全というとゼロリスクと誤解される」（同20頁）ことから、新規制基準適合性が確認されてもなおゼロリスクではないということに注意を喚起するため、「私どもは適合性審査をしていますという言い方をしています。」（同）と説明しているのであって、新規制基準適合性審査の意義を何ら否定するものではない。

むしろ、田中委員長は、同日の会見において、「世界最高レベルの基準に照らして審査して、合格したということは、完全な安全ではないものの、川内原発というのは世界最高レベルの安全性が満たされたということなのでしょうか。」との記者の問い合わせに対し、「ほぼ最高レベルに近いと思っています。」（乙B42の21頁）と答え、新規制基準適合性審査の意義を積極的に認めているのであって、原告らはかかる発言を殊更に無視し、同委員長の発言を、その趣旨を曲解して部分的に都合よく引用している。

さらに、田中委員長は、平成26年8月7日の衆議院原子力問題調査特別委員会において、九州電力川内原子力発電所1,

2号機の新規制基準適合性審査について、「今回の審査は（略）東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて定めました、昨年七月八日に出しました新規制基準への適合性を確認したものであります。ここでは、地震、津波、あるいは先ほど来議論になっております火山といった自然現象の想定、あるいは重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しております。この規制基準に合致したと判断できる川内原発については、福島のような事故を二度と繰り返さないことをを目指した高いレベルの安全性を有するということは申し上げることができます。一方、事故は起こらないと思ってしまいますと（略）いわゆる安全神話に陥ってしまうということになりますので、そういうことは申し上げません。ただし、安全追求に終わりではなくて、一層の安全追求をしていく、事業者にもそのことを求めていくということで、当委員会としても不斷の努力をしていくという所存でございます。その意味で、世界最高水準の安全性は担保されたというふうに考えております。」（乙B43の16頁。なお、乙B44の13頁も同旨。）と述べている。また、平成27年2月12日の定例記者会見において、川内原子力発電所1、2号機に続き、新規制基準適合性審査の2例目となった関西電力高浜発電所3、4号機の原子炉設置変更許可に際し、「安全ではないという言い方はしたことはないのですね。要するに、全く事故が起こらないかという、100%、ゼロリスクだということを意味するものではありませんということは、これは国会でも再三にわたって申し上げてきました。ただ今発言させていただいたように、運転に当たり求めてきたレベルの安全性、これが新しい規制基準の適合性審

査の根幹ですけれども、これが満足されたという、そういう認識です。」（乙B45の1頁。下線は被告）として、「安全だということは私は申し上げません」という自らの発言に対する誤解又は曲解を避けるための説明をあらためて行っている。

すなわち、同委員長の発言は、新規制基準への適合性が確認されることにより、当該原子力発電所において重大な事故が発生する可能性は極めて小さくなる上、それでもなお重大な事故が発生した場合の対策が整備されているがゼロリスクになるということはないとするものであり、これは、とりもなおさず、相対的安全性の考え方（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度418頁参照）を採用し、「放射性物質が原子炉格納容器から一切排出されない」（原告ら第24準備書面20頁）、「どのような事態が起こっても安全性が担保できる」（原告ら第32準備書面6頁）などといった絶対的安全性の考え方は採らないことを明らかにしたものと解すべきであり、この点、被告が答弁書52ないし54頁で述べた、本件訴訟における本件原子力発電所の安全性に関する考え方とも一致する。

よって、田中委員長の発言を引用し、同委員長が、新規制基準に問題があることを認めたかのように述べる原告らの主張は、同委員長の発言の趣旨を曲解したものというほかない。

(4) ④に対する反論

原告らは、関西電力高浜発電所3、4号機、同大飯発電所3、4号機運転差止仮処分決定（甲D2。大津地裁平成26年11月27日決定（確定）。以下「大津地裁決定」という。）を繰々引用し、大津地裁決定においても原告らの主張に沿う事実認定や争点に対する判断がなされたかのように述べるが、原告

らの引用する箇所は同決定におけるいわゆる傍論部分に過ぎない。しかも、同決定の当該傍論部分の内容も、前記(3)で述べた田中委員長の発言を誤解したまま引用するなど（甲D 2の54, 55頁），明らかに誤った内容である。

すなわち、大津地裁決定は、本論において、「現在停止している本件各発電所の再稼働の差止めを求める仮処分命令は、その保全の必要性が疎明されなければならないところ、再稼働が差し迫っているという事情が明らかでなければ、その保全の必要性が疎明されたものとはいえないというべきである。」（甲D 2の53頁）と述べた上で、平成25年7月に関西電力が上記各原子力発電所の新規制基準適合性審査申請を行っており、同審査がなお継続中であることから、「原子力規制委員会が本件各申請を許可する以前に、本件各発電所の再稼働が差し迫っているということはできない」（同）ため、保全の必要性は認められないとして債権者らの申立てを却下したものである（なお、この判断は、大飯発電所3, 4号機運転差止仮処分抗告審決定（乙D 11。大阪高裁平成26年5月9日決定（確定）・公刊物未登載。なお、原決定は乙D 12。）とほぼ同様の内容である。）。かかる判断は、「保全の必要性」が問題となる民事保全事件の判断としては当然のものである。

つまり、当該事件では、もっぱら「保全の必要性」が争点とされたのであり、裁判所は基準地震動の策定方法等につき科学的、専門技術的知見に基づく審理判断を行うことなく決定に至ったものであり、原告らの引用する傍論部分は新規制基準について十分に審理した結果として示されたものではない（同事件において債権者らは、新規制基準を踏まえた判断を行う意向

を示したことを理由に裁判長らに対し忌避申立てをするなど、新規制基準に関する主張疎明を一貫して拒否していたが、平成26年9月22日の審尋終結直前に、新規制基準における基準地震動の策定方法等には問題がある旨の主張書面（同年9月19日付け）を提出した時点で裁判所は審尋を終結し、差止の必要性がないことを理由として却下決定を行い、上記債権者らの主張部分を傍論として付加したものに過ぎない。）。よって、大津地裁決定の当該傍論部分を引用し、あたかも同決定において新規制基準における基準地震動の策定方法が不合理であるとの事実認定や争点に対する判断がなされたかのように述べる原告らの主張は、誤導というほかない。

したがって、福井地裁判決や大津地裁決定を理由として、「そもそも新規制基準に適合しても安全性は確保されないことを、まず前提として確認する必要がある。」（原告ら第30準備書面5頁）とする原告らの主張は、誤導であり、失当である。

第3 「第3 吉田調書の示すもの」について

1 原告らの主張

原告らは、いわゆる「吉田調書」は原子力発電所事故における対応の困難性を裏付けるものであり、国会事故調報告書（甲B1）は、わが国最大の電力会社である東京電力において福島第一原子力発電所事故が発生したところ、被告は規模が小さく、事故が発生した場合の対応能力に疑問があるとしているなどと主張する（原告ら第30準備書面5ないし10頁）。

2 被告の反論

原告らは、いわゆる「吉田調書」（政府事故調が、東京電力福島第一原子力発電所所長であった吉田昌郎氏（故人）に対し行つ

た聴取の記録の通称) の内容を縷々引用した上で、福島第一原子力発電所事故当時の東京電力と現在の被告の規模を比較して、「東京電力ですら、原発事故を防げなかった」ことから、国会事故調報告書において「被告は原子炉事故を収拾させるため、経理的基礎や人的リソースが全く不十分と評価されている」(原告ら第30準備書面9, 10頁) と述べるのみで、本件原子力発電所における事故防止対策等の内容について何ら具体的に反論していない。そもそも、原子炉設置(変更)許可の審査に当たっては、事業者の経理的基礎及び人員等の事故対応能力についても当然審査対象とされており、被告は経理的基礎及び人員等の事故対応能力についても何ら問題となるものではないことを確認した上で新規制基準適合性審査申請を行っている(乙A47の3-1, 5-1ないし5-9頁。なお、原告らは国会事故調報告書を引用するところ、福島第一原子力発電所事故の調査・分析を行った各事故調査委員会の報告書(準備書面13第3章参照)において、同事故の分析を離れて、東京電力以外の事業者による原子力発電所の運転について資本金の額や従業員数等を元にこれを問題視した報告書は国会事故調報告書以外にはなく、同報告書の記述は極めて奇異なものである。)。

よって、事故当時の東京電力と現在の被告の規模との抽象的な比較を行うに終始する原告らの主張は、全く無意味である。

第4 「第4 不可解な適合性審査申請」について

1 原告らの主張

原告らは、被告の新規制基準適合性審査申請は異常なものである、具体的には、①原子力規制委員会もS-1断層等が「将来活動する可能性のある断層等」である可能性は否定できないとの見

解を持っており、敷地内断層問題が未決着のまま行った被告の申請はS-1断層をはじめとする敷地内断層の評価の結論を全く無視したものである、②新規制基準では格納容器フィルタ付ベント装置の設置が求められているが、被告の申請には盛り込まれていない、③申請書の添付書類第八、同第十の「薄さ」は原子力規制委員会も問題視している、④防災の問題が解決されていない、⑤S-1等の「断層」について、被告は原子力規制委員会が問題を指摘する「シーム」という呼称にこだわっている、⑥被告の需給実績や経営状況からしても、喫緊に再稼働しなければならない状況にはないなどと主張する（原告ら第30準備書面10ないし19頁）。

2 被告の反論

以下のとおり、原告らの主張は、いずれも人格権侵害の具体的危険性を何ら主張立証することなく、単に被告の新規制基準適合性審査申請に対する形式的非難に終始するものに過ぎず、失当である。

(1) ①に対する反論

原告らのいう「敷地内断層の評価の結論」が何を指すかは不明であるが、そもそも、平成26年2月17日付け準備書面(6)及び平成26年9月25日付け準備書面¹⁰で述べたとおり、被告は、シームS-1を含む本件敷地内シームはいずれも将来活動する可能性のある断層等ではないことを確認している。その上で、被告は、原子炉等規制法等に基づく原子炉設置変更許可申請を行い原子力規制委員会に受理されているところであり、かかる手続きに何ら問題はないのであるから、原告らの指摘は全く当を得ない。

(2) ②に対する反論

準備書面⑭41頁で述べたとおり、本件原子力発電所においては、既設の格納容器ベント装置と代替原子炉格納容器スプレイ系とを組み合わせることにより、原子炉格納容器の過圧破損を防止し、排気中に含まれる放射性物質を大幅に低減することが可能である。その上で、同書面26頁で述べたとおり、被告は、本件原子力発電所において、既に格納容器フィルタ付ベント装置の設置を開始しているのであるから（乙A38、乙A39、乙A40），単に新規制基準適合性審査申請に含まれていないことのみを取り上げて非難する原告らの主張は、失当である。

(3) ③に対する反論

設置変更許可申請書添付書類八、同十（乙A47の別添7、8）には、準備書面⑭第3章第3で述べたとおり事故防止対策等の内容が記載されているところ、原告らは、形式的に上記各添付書類の頁数を比較するのみで、それらの内容に具体的にいかなる問題があり、原告らの人格権侵害の具体的危険性とどのように結びつくのかについて一切主張していないから、失当である。

(4) ④に対する反論

本件原子力発電所に係る原子力防災対策については、準備書面⑭第4章で述べたとおりであり、また、同書面第5章第2において、平成25年11月27日付け原告ら第15準備書面に対し反論している。しかるに、原告らは、放射性物質の放出に至る具体的機序を明らかにしないまま、第15準備書面における主張を繰り返し述べるに過ぎず、失当である。

(5) ⑤に対する反論

原告らは、被告の用語法を非難するのみで、人格権侵害の具体的危険性を何ら主張立証しておらず、失当である。

なお、念のため、シームという名称についてあらためて述べると、そもそも、準備書面(6)の別添（注釈集）の注2-1で述べたとおり、土木地質学の分野では、岩盤中に見られる割れ目等は、破碎帯、シーム及び節理に分類することができ、このうちシームとは、岩盤中の割れ目に、粘土あるいは岩片混じりの粘土が挟まった薄い層をいう。

この点、原告らは、平成26年2月14日の「志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 事前会合」（甲A16）における出席者の発言を引用し、原子力規制委員会から「『シーム』という呼称を用いることは問題であると指摘された」（原告ら第30準備書面17、18頁）などと主張するが、原告らが引用する甲A第16号証27頁における発言は、同会合の一部出席者による発言であり、あたかも同委員会自体が「シーム」という呼称の使用を問題視したかのように述べる原告らの主張は誤導である。そして、同会合において、被告は、当初から一貫して、「敷地内シームにつきましては、粘土などの薄層という意味に加えまして、これに沿って、条線や鏡肌を伴う断層としての構造を含むものとして用いております。」（甲A16の8頁）としており、「断層」という表現を何ら否定していない。また、平成26年10月3日の「志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第3回評価会合」において、石渡明・原子力規制委員会委員は、「フィールドネームといいますか、野外でのそういう調査をするとき

のこの名称として、そういうの（被告注：シーム）を使うのは一向に構わないと思うんですが、我々、評価する側が（略）それぞれの原発で調査を行っているわけですけれども、やはり共通した言葉（略）でやるべきだというふうに考えます。そういう点で、業者側、電力会社側がそういう言葉（被告注：シーム）をお使いになるのは、これは構わないと思いますが（略）ほかの原発と同じような、ほかの調査と同じような言葉で、統一的にやるようにしたほうが私はいいのではないかというふうに思います。」（甲A50の28頁）としており、「シーム」という呼称を被告が用いることを何ら問題視するものではなく、他発電所に係る審査との兼ね合いから、原子力規制委員会側では呼称を統一すべきとしているに過ぎない。すなわち、「シーム」という呼称を用いることが「一般市民に対し危険性の印象を薄めることにもなりかねない」（原告ら第30準備書面17頁）として同委員会で問題視されている、とするのは原告らの独自の見解に過ぎない。

(6) ⑥に対する反論

本件原子力発電所の必要性については、答弁書及び平成25年9月24日付け準備書面(3)で述べたとおりであり、原告らはこれまでの主張を繰り返すに過ぎない。

第5 「第5の1 臨界事故隠し」について

1 原告らの主張

原告らは、被告は本件1号機臨界事故を8年間にわたり隠蔽しており、原発を運転する資格そのものが欠如すると主張する（原告ら第30準備書面19ないし22頁）。

2 被告の反論

そもそも、原告らは本件1号機臨界事故の経緯について述べるが、被告が将来本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性について何ら主張していないから、原告らの主張は失当というほかない。

本件1号機臨界事故とは、平成11年6月18日、本件1号機において、定期検査のため原子炉を停止中に、改造工事に係る試験の際、作業員が作業の手順を誤ったことにより、想定外に制御棒が水圧で引き抜かれて原子炉が臨界（注1）状態となり、その約15分後に制御棒が全挿入されて原子炉が未臨界状態となつたものであるが、作業員等の被ばくはもちろんのこと、燃料の損傷もなく、本件1号機の安全性を損なうような事象ではない（甲A34の6ないし10、29ないし34頁）。なお、答弁書28頁で述べたとおり、本件2号機においては、改良型制御棒駆動機構を採用しており、水圧で制御棒を引き抜く本件1号機と異なり電動駆動で制御棒を引き抜くことから、構造上水圧が制御棒引抜方向に働くことはなく、同様の事故は発生し得ない。

被告は、本件1号機において同様の事故が発生しないよう、より一層の安全性、信頼性の向上に努めている。被告は、本件1号機臨界事故について、平成19年3月16日、社長を委員長とする「志賀1号機事故調査対策委員会」を設置し、事実関係・原因の調査、究明を行うとともに、作業手順の改善（制御棒駆動機構の操作手順のうち隔離操作におけるリターン運転（甲A34の18ないし22頁参照）の明確化等）、設備の改善（制御棒駆動水圧系の水圧が異常に上昇した際に制御棒駆動水ポンプが自動停止するインターロック（答弁書の別添（注釈集）注4-2-33）

の追加等) 等の技術的な再発防止対策の策定, 原子力の品質保証体制の再構築等の抜本的な再発防止対策及び設備の安全点検計画を策定した。また, 被告は, 同事故の原因を踏まえ, 同事故に対する技術的な再発防止対策をはじめ, 隠さない企業風土づくり, 安全文化の構築等の再発防止対策の実施・定着に取り組んでおり, 当該取り組みについては, 平成19年5月25日に設置された社外有識者で構成する「再発防止対策検証委員会」による検証・評価を受けてきたところ, 平成23年2月23日, 同委員会から, 「『隠さない風土と安全文化』は定着している」との評価を受けている。さらに, 被告は, 上記評価を踏まえ, 平成23年10月1日, 社外有識者で構成する「原子力安全信頼会議」を設置し, 本件原子力発電所の運営を中心とした被告の取り組み全般について, 多角的な意見・助言を受けることとし, より一層の安全性, 信頼性の向上に努めている。

以上のとおり, 被告が「原発を運転する資格そのものが欠如している」(原告ら第30準備書面22頁)との原告らの指摘は当たらない。

第6 「第5の2 繰り返される地震動過小評価」について

1 原告らの主張

原告らは, 被告はずさんな調査と地震動の過小評価を繰り返してきており, 原発運転の資格がないと主張する(原告ら第30準備書面22ないし28頁)。

2 被告の反論

準備書面⑫で詳述したとおり, 被告は, 本件原子力発電所の耐震安全性を確保するに当たり, 地震学の最新の知見を反映している。

新耐震指針は、活断層評価について、変動地形学の知見を取り込むとともに、活動性を判断する年代を5万年前から12万ないし13万年前へと大きく引き上げ、また、孤立した断層が複数存在する場合には保守的に連続性を評価することとするなど、従前の旧耐震指針に比べ大きく強化している。さらに、新規制基準は、基本的には新耐震指針を引き継ぎつつも、活断層等の定義を明確化するほか東北地方太平洋沖地震等から得られた知見を踏まえ、より一層厳しい基準となっている。

かかる基準の改訂に伴い、被告が従前の活断層評価を再検討し、より厳しく安全側に見直すことは、最新の知見に基づき安全性を追求する被告の対応としては当然であり、何ら非難されるべきものではない。すなわち、かかる最新の科学的知見を踏まえた安全性の継続的向上を非難する原告らの主張は、最新の科学的、専門技術的知見に基づき事実認定を行うべき本件訴訟においては失当である。なお、原告らの挙げる能登半島地震の震源断層（笙波沖断層帯（東部））、福浦断層及び邑知潟断層帯についての被告の評価は、準備書面¹²第2章第3の4で述べたとおりである。

この点、中国電力島根原子力発電所1、2号機運転差止訴訟第一審判決（乙D13。松江地裁平成22年5月31日判決・公刊物未登載）は、被告である中国電力が宍道断層の評価の見直しを行ったことについて、「本件においては、被告が、現時点における最新の科学的、専門技術的知見を反映したものと考えられる新耐震指針、バックチェックルール及び平成19年12月保安院指示事項に基づいて、耐震設計上考慮すべき『宍道断層』の長さを約22キロメートルとした評価の当否が問題なのであって（略）被告が主張を変遷させてきたということ等は（略）被告に今後も

最新の科学的、専門技術的知見に基づいた必要な調査・安全対策を不斷に行うこと等一層の努力を積み重ねる必要があるといふとしても、上記問題の検討内容に直接には影響しないといふべきである。」（判決書78、79頁）と判示し、科学的知見の進歩を踏まえた安全の継続的向上に対する裁判所の判断のあり方を明確に示している。

よって、被告は地震動の過小評価を繰り返してきており、原子力発電所を運転する資格がないなどとする原告らの主張は、失当である。

第7 小括

以上のとおり、原告らは第30準備書面において、被告には原子力発電所を運転する資格がないなどと繰々主張するが、原告らの主張は、新規制基準適合性審査申請に関連する誤った記載を含む上、いずれも本件原子力発電所の運転による原告らの人格権侵害の具体的危険性を主張立証するものではなく、明らかに失当である。

第3章 原告ら第34準備書面への反論

原告らは、第34準備書面（富来川南岸断層についての被告主張に対する再反論）をもって、被告の準備書面¹²⁾第3章第3（原告ら第28準備書面への反論）への再反論とするようであるが、以下に述べるとおり、原告らの主張は、地形・地質等に関する科学的、専門技術的知見を正しく理解せず、また、被告の反論を正しく理解しないものであり、前提において失当である。

第1 「第1 SKテフラについての再反論」について

1 原告らの主張

原告らは、①被告は原告らが中位段丘とする地点に三瓶木次

(SK) テフラが含まれているから当該地層は中位段丘堆積層ではないと主張するが、渡辺満久東洋大学教授は本件原子力発電所の付近で発見したSKテフラが堆積する開析谷を確認しており、周囲の海成中位段丘面の高度よりもいくらか低い位置にSKテフラが存在することは何ら不思議ではなく、②乙B第31号証には「コンクリーションやマンガン斑」や「トラフ型斜交層理」の存在が記載されており、これらは当該地点が以前は海であったことを裏付ける要素であり、被告は、これらの生成過程を明らかにすべきであると主張する（原告ら第34準備書面1ないし4頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

一般的に、平穩に堆積した堆積層においては、下部より順に年代の新しい地層が上部に堆積していることは誰しもが認めることである。

この点、被告が書証として提出した「古砂丘・古期扇状地に関する空中写真を活用したDEM解析による地形特性の検討」（乙B31。以下「服部ほか（2014）」という。）は、原告らが平成26年9月24日付け第28準備書面で中位段丘であると主張した地点について、その形成年代を調査したものである。そして、服部ほか（2014）では、周囲の地形や当該地層中の特徴等も踏まえ、開析（注2）が進んでいない地点において実施したボーリング調査の結果、深さ約10メートルに亘り平穩に堆積した堆積層（砂層）の中にSKテフラが存在することが確認されたとしている（乙B31の334ないし337頁）。このことから、被告は、服部ほか（2014）に基づき、原告らが中位段丘とする地点の地層は中位段丘堆積層で

はない、つまり、中位段丘ではないと主張している。

すなわち、服部ほか（2014）は、開析が進んでいない地点における調査結果である。これに対し、原告らの指摘する開析谷（注2）のような開析が進んだ地形では、下部の地層より上部に位置する箇所において、より古い地層が確認されることもあり得ることから（原告らが第34準備書面3頁で図示する水による浸食作用もその一例である。），当該地形においては、平穩に堆積した堆積層の場合と同じように単純な地層の上下関係のみをもって段丘等の形成年代を測定することはできない。

さらにいえば、仮に、原告らのいうように服部ほか（2014）の調査地点が中位段丘であり、SKテフラが中位段丘面より低い位置にあるとするならば、当該地点において深さ10メートル程度にも及ぶ大規模な開析谷及びそれに伴う堆積物の存在が前提となるところ、そのような地形は現に存在しない。

つまるところ、原告らは本件原子力発電所付近における開析谷の例を挙げて被告の準備書面⁽¹²⁾第3章第3に対する再反論とするようであるが、要するに、SKテフラが中位段丘面より低い位置に存在する例がある地点において発見したという事実を述べただけであり、服部ほか（2014）における調査地点には当てはまらない地層構造を持った地点の例を挙げるに過ぎないのであるから、原告らは服部ほか（2014）の内容を何ら理解しておらず、かかる主張は被告に対する反論の体をなしていない。

よって、原告らの主張は、被告に対する反論として失当である。

また、服部ほか（2014）は、富来川左岸の七海から巖

門における調査結果であるところ、原告らが指摘する地点は、本件原子力発電所のすぐ近くであり、服部ほか（2014）の調査地点とは異なる位置にある。この点、原告らは、被告が主張の根拠とする「乙B31の調査地点は、立石教授らが調査した地点と同一あるいは近接地点」（原告ら第34準備書面4頁）として、被告の指摘する服部ほか（2014）の調査地点を理解しているのであるから、被告に対し反論するのであれば、同地点に係る調査結果に基づく主張をすべきである。

（2）②に対する反論

原告らは、服部ほか（2014）に、「コンクリーションやマンガン斑」（注3）や「トラフ型斜交層理」（注4）の存在が記載されていることをもって、「これらは、当該地点が以前は海であったことを裏付ける要素である。」（原告ら第34準備書面4頁）と述べるが、かかる原告らの主張は、服部ほか（2014）の内容を何ら理解しないものであり、失当である。

すなわち、服部ほか（2014）においては、「コンクリーションやマンガン斑」や「トラフ型斜交層理」の存在が記載されているものの（乙B31の334ないし339頁），これらを含む地層はいずれも陸成層（注5）であるとされている。

具体的には、服部ほか（2014）においては、各調査地点につき、「地形面の構成層は、基盤岩直上には河川堆積物等の陸成層が薄く分布し、その上位は厚い古砂丘砂層から構成される」，又は、「古期扇状地は、扇状地堆積層から構成される」とされているところ（乙B31の341頁），これら河川堆積物（注6）からなる地層、古砂丘砂層及び扇状地堆積層（注6）はいずれも陸成層である。

すなわち、「コンクリーションやマンガン斑」は比較的厚い細粒ないし中粒の砂層中に含まれるところ、当該地層については「無層理で淘汰の良い一様な砂層であり（略）本調査地域周辺に分布する現砂丘で確認できる全体として無層理で淘汰の良い砂丘砂層と類似しており、砂丘砂層に特徴的な堆積相を示す」として、古砂丘砂層とされている（同334ないし341頁）。この点、「コンクリーションやマンガン斑」が形成されるには、それらを形成する物質が水によって供給される必要があるところ、砂層は水が浸透しやすいことから、「コンクリーションやマンガン斑」が形成される条件を満たしている。

また、「トラフ型斜交層理」を含む地層（砂層）とその下位の礫層は「周辺地形から想定される陸から海への向きと一致する」古流向を示していることから、「河川堆積物からなる陸成層と考えられる。」（同337、341頁）とされており、「トラフ型斜交層理」は河川によって形成されたと考えられる。

よって、単に、服部ほか（2014）に「コンクリーションやマンガン斑」や「トラフ型斜交層理」の存在が記載されていることをもって、当該地点は以前は海であったと述べる原告らの主張は、服部ほか（2014）の内容を何ら理解しないものであることは明らかである。

さらに、原告らは、「乙B31には、SKテフラが存在すれば当該地層が中位段丘ではない、とは一言も言及していない。」（第34準備書面4頁）とも主張するが、上記のとおり、河川堆積物からなる地層、古砂丘砂層及び扇状地堆積層はいずれも陸成層であるから、海成中位段丘の発達した能登半島における調査結果において、かかる陸成層が中位段丘堆積層ではないこ

とはあえて述べるまでもないことである。そして、SKテフラの存在から「当該地層」が中位段丘ではないことが明らかであることは、前記(1)で述べたとおりである。

したがって、原告らは、「被告は、乙B31に記載された『コンクリーションやマンガン斑』、『トラフ型斜交層理』の生成過程を明らかにすべき」(第34準備書面4頁)などと主張するが、それらの生成過程は上記のとおり明らかであるから、原告らは服部ほか(2014)の内容を何ら理解しておらず、かかる主張はいずれも前提において失当である。

第2 「第2 海食ノッチについての再反論」について

1 原告らの主張

原告らは、「被告は、原告らは、ノッチと称するくぼみを恣意的につないだ上、誤った推測により海平面標高線を極めて恣意的に作成したと主張」するが、「原告らは、正確に海食ノッチを計測し、合理的な主張をしている。」と主張する(原告ら第34準備書面4ないし7頁)。

2 被告の反論

そもそも、ノッチによる海平面の推測に当たっては、まず、①対象となる窪みが波食によって形成された窪み(ノッチ)であることが前提であり、次に、②ノッチの下部の標高を計測する必要があり(ノッチ形成時の海平面がノッチ下部であることについては、原告ら第28準備書面13頁図8参照。), そして、③複数のノッチ(下部)の測定結果を適切に考慮することが必要である。

これに対し、①原告らは、ノッチの認定については「ベンチ状の微地形が残っているかどうかを指標としており、正確性を担保している」(原告ら第34準備書面5頁)とするものの、第28

準備書面及び第34準備書面のいずれにおいても、ベンチ（波食棚）がどこに存在しているのか何ら明らかにしていない。そして、海岸部においては、原告らも自認するとおり風食や塩類風化の影響を受けるところ、富来から高浜にかけての富来川左岸においては、波食作用以外の原因によって形成された、海水面の推測に用いることが不適切な窪みが多数存在している。これらの窪みは、塩類風化によって形成された橢円形や多角形の窪みや、流水による侵食作用で形成された鉛直方向に延びる溝状の窪みであり、水平方向に連続する横長の窪みであるノッチとは異なる特徴を示す（乙B46）。

このように、原告らの調査地点においてはノッチ以外の窪みも多数存在しているところ、原告らは、ベンチの存在を確認せず又は誤認した上で、ノッチとは異なる特徴を示す窪みを誤ってノッチと認定している。

例えば、原告ら第28準備書面の16頁図14の地形は、いくつもの筋状の岩が縦に並んでいることからノッチとは異なる橢円形ないし四角形の窪みが並んだものに過ぎず、同頁図15の地形は、計測者の両側に仕切り状に張り出した岩が見受けられることから三つ以上のノッチとは異なる窪みが並んだものである。さらに、原告らは複数段のノッチがあるとも主張するが（同書面12ないし20頁）、上部の窪みにはいずれもベンチが見当たらず、窪みの形状もノッチとは異なる特徴を示している（例えば、原告らが4段のノッチがあるとする同書面の17頁図17の地形は、いずれもベンチがなく、水平方向に連続した横長の窪みではないから、明らかにノッチではない。）。

また、②原告らは、「海食ノッチの標高はいずれも窪みのもつ

とも高いところ」（原告ら第34準備書面4頁）を測量したとするが、上記のとおり、そもそも、ノッチ形成時の海水面はノッチ下部であり、また、これら窪みは海岸部に存在し、風食や塩類風化により窪みの上部が劣化し崩落している可能性もあることから、窪みの上部の標高をもって海水面を推測することは誤りである。

さらに、③原告らは、ノッチ上部の計測結果はもちろんのこと、ノッチ下部の計測結果についても、誤った線引きを行っている。そもそも、上記のとおり、原告らはノッチの認定を誤っているから、原告ら第34準備書面5頁のノッチの位置を示した表は誤りであり、上中下段のノッチが存在するとの主張も誤りである。そして、原告らは、「高位のノッチも低位のノッチも、南の小浦から北の領家港（富来川の左岸）に向かって高度を上げて」いると主張するが（同書面7頁）、上記のとおり領家港の地形（同書面17頁図17）はいずれもノッチではない。その上、原告らは自らの主張に合わせるため、第34準備書面6頁の図において、「小浦」と「領家港」間について恣意的に点線を引き、あたかもノッチの標高が領家港に向かって徐々に上がっているかのように見せている。

よって、原告らの主張は、前提となるノッチの認定等に誤りがあり、何ら合理的なものでなく、失当である。

第3 小括

以上のとおり、原告ら第34準備書面における主張は、いずれも、地形・地質等に関する科学的、専門技術的知見からして不正確かつ不合理なものであり、また、被告の反論を何ら理解しないものであり、失当である。

第4章 結語

以上のとおり、被告は、これまでに、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえ、本件原子力発電所の安全性について具体的に主張立証している。

これに対し、原告らは、被告の主張立証に対し何ら有効な反論をしない上、人格権侵害に至る具体的機序を何ら主張立証せず、自らに課された主張立証責任を果たしているとは到底いえない。

そして、本準備書面において明らかにしたとおり、原告ら第30準備書面及び第34準備書面における主張はいずれも失当である。

なお、原告ら平成27年3月3日付け第35準備書面（続・施設直下活断層に関する危険性について）については、別途反論する予定である。この点、同書面における原告らの主張全般を裏付けるものとされる甲A第53号証（渡辺満久教授講演動画DVD）は、民事訴訟規則68条1項にいう「録音テープ等」に該当することから、被告は、同規則149条1項に基づき、原告らに対し、甲A第53号証を反訳した書面の速やかな提出を求める。

以上

注 釈

(注 1) 臨界

原子力発電所では燃料として、ウラン235を数パーセント含む二酸化ウランを使用する。ウラン235等の原子核は、中性子を吸収して核分裂を起こすとき、熱エネルギーが発生するとともに複数の中性子を放出する。

臨界とは、原子炉の中で、ある時間に発生する中性子の数と消滅する中性子の数とが釣り合い、中性子の数が一定に保たれている状態をいう。

原子炉の起動時又は停止時には、制御棒の引き抜き又は挿入により中性子の数を増加又は減少させ、原子炉の出力を増加又は減少させる。原子炉の定格出力運転中には、原子炉冷却材再循環ポンプ（答弁書の別添（注釈集）注3-3-5）の操作によって炉心（原子炉内で燃料がある領域）を流れる冷却水の流量を調節し、原子炉の臨界状態を維持し出力を一定としている（答弁書50ないし52頁、乙B1の7頁参照）。

(注 2) 開析、開析谷

開析（かいせき）とは、侵食作用によって地表が削られる現象をいう。開析が行われる原因には、降雨、河川の流水の作用、氷河、風の侵食作用等がある。これらの諸原因とそれを受けける地表の状態（岩石の性質、植生の状態等）とが複雑に関係して、様々な地形が形成される。

開析谷（かいせきこく）とは、開析により谷状になった地形をいう。

(注 3) コンクリーション, マンガン斑

コンクリーションとは、土壤中で、ある成分が分離・濃縮して、不規則にあるいは団塊状に硬化し、基質から区別できる生成物をいう。

マンガン斑とは、土壤中のマンガンが濃縮することにより生じる斑状の紋様をいい、黒褐ないし黒色を呈する。

(注 4) トラフ型斜交層理

斜交層理とは、周囲の地層の主要堆積面（層理面）に斜交する堆積面を持つ層理（成層）構造をいい、水流や風による堆積物の移動に伴って形成される。

トラフ型斜交層理とは、舟（トラフ）型の凹状をなす斜交層理をいい、その形状は水流等の流向を指示する（乙B23の61頁参照）。

(注 5) 陸成層

陸成層とは、陸上で形成された堆積物からなる地層をいう。陸成層は、狭義の陸成層（風成層と氷河成層）と陸水成層（河成層、湖成層、沼成層等）に分けられる。

(注 6) 河川堆積物、古砂丘砂層、扇状地堆積層

河川堆積物とは、河川の堆積作用により形成された堆積物の総称をいう（河成層ともいう。）。

古砂丘砂層とは、古砂丘（後期更新世あるいはそれ以前において、風により運搬された砂粒が集積してできた高まり）を形成する砂層をいう。

扇状地堆積層とは、扇状地（河川が形成した、谷口を扇頂とする半円錐状の堆積地形）を構成する堆積物からなる地層をいう。

別 紙

新規制基準適合性審査の状況（平成27年5月18日現在）

申請者	対象発電所（炉型）	申請※日	審査状況
北海道 電 力	泊発電所1, 2号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
北海道 電 力	泊発電所3号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
関 西 電 力	大飯発電所3, 4号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
関 西 電 力	高浜発電所3, 4号機 (PWR)	平成25年 7月8日	平成27年2月12日, 原子炉設置変更許可 工事計画変更認可申請等 につき審査中
四 国 電 力	伊方発電所3号機 (PWR)	平成25年 7月8日	審査中
九 州 電 力	川内原子力発電所 1, 2号機 (PWR)	平成25年 7月8日	平成26年9月10日, 原子炉設置変更許可 平成27年3月18日, 1号機工事計画認可 その他の申請等につき 審査中
九 州 電 力	玄海原子力発電所 3, 4号機 (PWR)	平成25年 7月12日	審査中

申請者	対象発電所（炉型）	申請※日	審査状況
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 6, 7号機 (ABWR)	平成25年 9月27日	審査中
中国電力	島根原子力発電所 2号機 (BWR)	平成25年 12月25日	審査中
東北電力	女川原子力発電所 2号機 (BWR)	平成25年 12月27日	審査中
中部電力	浜岡原子力発電所 4号機 (BWR)	平成26年 2月14日	審査中
日本原子力発電	東海第二発電所 (BWR)	平成26年 5月20日	審査中
東北電力	東通原子力発電所 1号機 (BWR)	平成26年 6月10日	審査中
北陸電力	志賀原子力発電所 2号機 (ABWR)	平成26年 8月12日	審査中
電源開発	大間原子力発電所 (ABWR)	平成26年 12月16日	審査中
関西電力	美浜発電所3号機 (PWR)	平成27年 3月17日	審査中
関西電力	高浜発電所1, 2号機 (PWR)	平成27年 3月17日	審査中

※申請は、原子炉設置変更許可申請（原子炉等規制法43条の3の8第1項）、工事計画（変更）認可申請（同法43条の3の9第1項）及び保安規定（変更）認可申請（同法43条の3の24第1項）が合わせて行われている。